

〒104-0031 中央区京橋 2-6-16 エターナルビル 5F (TEL:3566-0901/FAX:3566-0902)

弁護士法人アクトワン法律事務所 無断複製・転写を禁じます。

テーク : 一般社団法人による自由診療クリニック

一般社団法人による病院の開設

- (1) 一般社団法人とは、構成員（社員）が結合した団体（社団）のうち、法人格が与えられたもので、営利型と非営利型に区別される。このうち、非営利型一般社団法人が、病院・診療所の設置を禁止する規程はない。
- (2) これに対し、医療法は、病院等の経営主体として「医療法人」（社団）を予定しているが（同法 39 条～）、この場合厚労省の監督を受けるが、一般社団法人の設立した病院・診療所は厚労省の監督を受けず、保健所に対する届出だけで開設可能である。
- (3) 但し、一般社団法人は健康保険法に基づく保険診療機関の指定を受けられないので、一般社団法人クリニックは、必然的に保険外診療（自由診療）となる。

自由診療クリニックの問題点

- ① 保険診療は、医療価格を厚労大臣が決定するが、保険外診療との併用を認めると、医療の公平性を害するので、保険診療と保険外診療を混合して行う場合には、保険診療相当部分についても「自由診療」となり、先端医療など厚労省が認めた場合以外は、保険給付がなされないとされている（混合診療の原則禁止）。
- ② 平成 16 年の規制改革審議会のアクションプランは、患者の自己決定権を重視して、自由診療を広く認めることにより、医療分野においてもアメリカのような市場原理・競争原理を働かせることを想定して、混合診療の解禁を打ち出している。
- ③ これに対し、医師会及び厚労省は、自由診療クリニックは、国民皆保険制度に対するダメージとなるので、医療の公平性・公益性を重視して自由診療クリニックの監督を強化すべきであり、混合診療の原則禁止も堅持すべきであるとしている。
- ④ 自由診療クリニックは、都市部を中心に、美容整形、ED、AGA などを主な診療科目として増加しているが、診察料金の低額化傾向に比例するように、健康被害等のトラブルが増加している。これは、設置主体が一般社団法人である場合には、厚労省等による監督指導権限が及んでいないことにも起因していることは否定できない。

実務上の留意点

医療法人社団は、医師又は歯科医師が代表者となる必要があるが、一般社団法人自由診療クリニックは、誰でも代表者になれる（但し管理者は医師等であることを要する）。そのため、現在、自由診療クリニックの設置が増加しているが、医師等が施設管理者に名義貸しするなどの問題も発生している。したがって、今後、自由診療クリニックに関する医療トラブル、倒産による前払診療代金の回収不能などの問題も増加すると予想され、その管理をどのような形で行うかが問題となっていることは確実である。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願ひいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.115 は、「グレーゾーン解消制度」(24C44) の予定(2024/10 発行予定)としております。以 上